

事務連絡  
令和6年4月17日

指定生活介護事業所 管理者 様

大阪市福祉局障がい者施策部  
障がい支援課長  
運営指導課長

指定生活介護にかかる令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定について

平素より、本市障がい福祉行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
標題について、今般、厚生労働省及びこども家庭庁において、障がい福祉サービス等報酬にかかる関係告示等の改正が行われ、一部を除いて令和6年4月1日より施行されますのでお知らせします。

各事業所においては、厚生労働省及びこども家庭庁より示されている改正後の関係告示や留意事項等の通知（以下「告示等」という。）をよくお読みいただき、事業の運営に遺漏のないようお願いいたします。

記

## 1 生活介護における基本報酬区分の見直し（サービス提供時間ごとの基本報酬の設定）について

利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、基本報酬の設定については、障がい支援区分ごと及び利用定員規模に加え、サービス提供時間別に細やかに設定する。

なお、サービス提供時間は、医療的ケアが必要な者や盲ろう者など、障がい特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者等について、以下のとおり配慮する。

### （1）個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とすることなど一定の配慮を設ける。

所要時間による区分については、現に要した時間により算定されるのではなく、生活介護計画に基づいて行われるべき指定生活介護等を行うための標準的な時間に基づき算定されるものである。この所要時間については、原則として送迎に要する時間は含まないものである。

生活介護計画の見直しを行い、標準的な時間を定めた上で、その標準的な時間に基づき算定するものであるが、令和6年4月から生活介護計画の見直しまでの間は、

前月の支給実績等や本人の利用意向の確認を行うことにより、標準的な時間を見込むものとする。

なお、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間と実際のサービス提供時間が合致しない状況が続く場合には、生活介護計画の見直しを検討すること。

また、所要時間に応じた基本報酬を算定する際には、次に留意すること。

ア 当日の道路状況や天候、本人の心身の状況など、やむを得ない事情により、その日の所要時間が、個別支援計画に位置付けられた標準的な支援時間よりも短くなった場合は、標準的な時間に基づき算定して差し支えない。

イ 利用者が必要とするサービスを提供する事業所が当該利用者の居住する地域にない場合等であって、送迎に要する時間が往復3時間以上となる場合は、1時間を生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。

なお、ここでの片道とは送迎車両等が事業所を出発してから戻ってくるまでに要した時間のことであり、往復は往路（片道）と復路（片道）の送迎に要する時間の合計である。

ウ 医療的ケアスコアに該当する者、重症心身障がい者、行動関連項目の合計点数が10点以上である者、盲ろう者等であって、障がい特性に起因するやむを得ない理由により、利用時間が短時間（サービス提供時間が6時間未満）にならざるを得ない利用者については、日々のサービス利用前の受け入れのための準備やサービス利用後における翌日の受け入れのための申し送り事項の整理、主治医への伝達事項の整理などに長時間を要することが見込まれることから、これらに実際に要した時間を、1日2時間を限度として生活介護計画に位置付ける標準的な支援時間として加えることができる。

なお、やむを得ない理由については、利用者やその家族の意向等が十分に勘案された上で、サービス担当者会議において検討され、サービス等利用計画等に位置付けられていることが前提であること。

(問) 障がい特性に起因するやむを得ない理由により利用時間が短時間となる場合の特例の対象者については、例示されている医療的ケアが必要な者、重症心身障がい者、強度行動障がい者を有する者、盲ろう者に限られるのか。

(答) 限られるものではない。例えば重度の身体障がいや精神障がいに起因するやむを得ない理由により、短時間となる場合も考えられることから、利用者の状況等を勘案し、判断する。

エ 送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締り等）に要する時間は、生活介護計画に位置付けた上で、1日1時間以内を限度として、生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。

(問) 生活介護計画における標準的なサービス提供時間については、送迎や障がい特性等による配慮事項に該当する者の場合、どのように記載するのか。

(答) 標準的なサービス提供時間については、送迎や障がい特性等による配慮事項に該当する者の場合、例えば、以下のように、合計のサービス提供時間とその内訳がわかるように記載すること。

(イメージ)

・サービス提供時間	4時間
・送迎に係る配慮	1時間
・障がい特性に係る配慮	30分
・送迎時の移乗等	30分

---

合計のサービス提供時間 6時間

オ 実際の所要時間が、居宅においてその介護を行う者等の就業その他の理由により、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも長い時間に及ぶ場合であって、日常生活上の世話をを行う場合には、実際に要した時間に応じた報酬単価を算定して差し支えないこと。

**(2) 従業者の員数を算出する場合の前年度の平均値はサービス提供時間を考慮する。**

当該年度の前年度の利用者延べ数(利用者延べ数については、生活介護サービス費において、所要時間3時間未満、所要時間3時間以上4時間未満、所要時間4時間以上5時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、所要時間5時間以上6時間未満、所要時間6時間以上7時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数として計算を行う)を開所日数で除して得た数としていることから、この算出方法における前年度の平均利用者数に応じた配置であれば、加算の要件を満たすことになる。

前年度の平均利用者数の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。

**2 生活介護における基本報酬区分の見直し(福祉専門職員配置等加算の算定方法の見直し)について**

常勤職員が多く配置されていることや、常勤職員の勤続年数が長いことを適切に評価するため、福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)と福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)とを併給可とする。

**3 生活介護における基本報酬区分の見直し(利用定員規模ごとの基本報酬の設定)について**

利用者数の変動に対して柔軟に対応しやすくすることで、小規模事業所の運営をしやす

くするとともに、障がい者支援施設からの地域移行を促進するため、障がい者支援施設と同様、利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定する。

あわせて、重症心身障がい児対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の基本報酬を設定する。

#### 4 延長支援加算の拡充について

延長支援加算については、生活介護の基本報酬をサービス提供時間で8時間以上9時間未満まで設定することから、9時間以上の支援を評価する。※施設入所者については、延長支援加算は認定できない。

#### 5 食事提供体制加算の見直しについて ※別途令和6年4月4日付け事務連絡送付

通所系サービスにおける食事提供加算について栄養面を評価しつつ経過措置を延長（令和9年3月31日まで延長）。

#### 6 医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実等について

##### (1) 常勤看護職員等配置加算の見直し

医療的ケア児の成人期への移行にも対応した体制を整備するため、常勤看護職員等配置加算について、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。

##### (2) 人員配置体制加算の拡充

医療的ケアが必要な者など、重度の障がい者に対する体制を整備するため、より手厚く人員を配置した場合の評価の拡充。

##### (3) 喀痰吸引等実施加算【新設】

登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を実施した場合の加算を創設。

##### (4) 入浴支援加算【新設】

医療的ケアが必要な者等への入浴支援を提供した場合の加算の創設。

##### (5) 基本報酬の見直し（主に重症心身障がい児対応の多機能型事業所）

重症心身障がい児対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の報酬設定を行うため、5人以下、6～10人以下の区分を創設。

#### 7 添付書類

- ・別紙1 生活介護における個別支援計画書参考様式
- ・別紙2 生活介護サービス提供実績記録票

#### 【お問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい支援課 Tel：06-6208-8074

FAX：06-6202-6962

運営指導課 Tel：06-6241-6520・6529

FAX：06-6241-6608